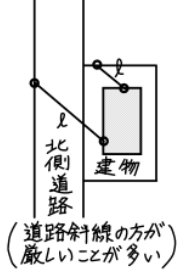
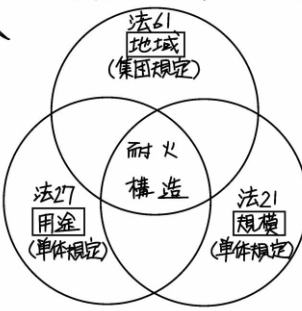


『ゼロからはじめる建築の法規入門 第2版』正誤表

本書の内容に誤りがございました。また法改正などに伴い変更が生じました。お詫びして訂正申し上げます。

2019年8月10日第2版1刷用

該当箇所	修正前	修正後
p.16 2行目	未線引き区域	非線引き区域
p.51 下から3行目	規10の2の2・二	規10の3・4・二
p.52 下から3行目	規10の2の2・一	規10の3・4・一
p.54 下から3行目	「二 高架の道路…」とあります。	「二 地区計画の区域(中略)内の道路」とあります。
p.150 イラスト下図右	方位を示す N←	→N(矢印の向きが逆)
p.157 イラストキャプション	1種低層、2種低層のみ	田園、1種低層、2種低層のみ
p.173 イラスト	右下のイラスト(方位より右)を右図に差替え	
p.189 下から4行目	令135の12・1・二	令135の12・3・二
p.202 下から3行目	令129の2の3にあります。	令112・2にあり、防火区画における準耐火構造の性能になります。
p.218の後ろに挿入	<p>Q 防火の3つの観点とは？</p> <p>A ①市街地火災を防止する地域の観点、②特殊建築物の避難安全を図る用途の観点、③大規模木造建築物の防火を図る規模の観点です。</p> <p>地域の観点では法61の防火地域、用途の観点では法27と別表1の特殊建築物の規制、規模の観点では法21の大規模木造建築物の規制です。仕様規定から性能規定への移行に伴い、多くの告示とひも付けされ、防火関係の基準が複雑化して読みにくくなっています。まずはこの3つの観点を頭に入れましょう。</p> <div data-bbox="511 1297 1388 2054" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">防火の3つ観点</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>「防火地域」</p> <p>市街地火災防止 隣棟への延焼防止</p> <p>→ 法61、令136の2 (準)防火地域 法22 法22区域(屋根不燃区域)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>「特殊耐火」</p> <p>特殊建築物の避難安全</p> <p>法27 特殊建築物と (別表1) 耐火建築物等に (令115の3)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>「木造・大キボ」</p> <p>大規模木造建築物の防火</p> <p>法21、令113、114</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p><b>地域</b></p> <p>法61、令136の2 市街地火災の防止 → 周囲への周囲からの外部延焼の防止 → (準)耐火建築物 or (準)延焼防止建築物(通称)</p> <p><b>用途</b></p> <p>法27、別表1 特殊建築物の避難安全 → 特定避難時間間、倒壊、内部延焼の防止 → (準)耐火建築物 or 準耐火建築物相当</p> <p><b>規模</b></p> <p>法21、25、26 大規模建築物の防火 → 通常火災終了時間間、倒壊、内部延焼の防止 → 耐火建築物 or 火災時対策建築物(通称)</p> </div> </div>	

p.221 イラスト差替え

特殊建築物は燃えにくくしなさい！って表よ

	(い)	(3)	(は)	(に)
(1) 劇場 …		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     (27条1項)                      避難時間内は                      倒壊、延焼を防止                      する建築物                 </div>		
(2) 病院 …				
(3) 学校 …				
(4) 百貨店 …				
(5) 倉庫 …	(5)・(6)は 火災リスク大	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     (27条2項)                      耐火建                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     (27条3項)                      準耐火建                      以上                 </div>
(6) 自動車車庫 …				

準耐火建以上とは、耐火建築物または準耐火建築物の意味。  
 (注：イラスト下の①②はなくなります)

p.221 最下行2行

特殊建築物は耐火建築物、準耐火建築物とするほかに、別表1(1)～(4)に限って、特選建築物、耐火構造建築物とします。

特殊建築物は耐火建築物とするほかに、別表1(1)～(4)に限って避難時間内は倒壊、延焼を防止する建築物とします。具体的には平27国交告255にあります。

p.222 頁差替え

Q 特定避難時間とは？  
 A 在館者全員が地上に避難するまでの時間

別表1の(1)から(4)項用途で規模が一定以上の特殊建築物は、特定避難時間の間、通常の火災による倒壊、内部延焼を防止しなければなりません。その時間、主要構造部は損傷しない性能を有し、延焼のおそれがある外壁の開口部には一定の性能の防火設備が必要となります。一定の特殊建築物は、在館者全員が避難するまでは、火災で倒壊、内部延焼しないようにしろということです。

別表1

(1)		
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		

別表1の(1)～(4)項用途

① 特定避難時間  
 主要構造部が損傷しない

② 防火設備が20分間、加熱面以外の面に火災を出不さない

特定避難時間  
 全在館者が地上に避難する時間

・法27に「その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので・・・」とあり、主要構造部については令110に特定避難時間の間は損傷しない、延焼のおそれのある外壁の開口部は令110の3に20分間は加熱面以外の面に火災を出不さないこととあります。

p.223		削除
p.224 設問の答え	A 特避建築物として一定の条件下で可能となります。	A 特定避難時間、通常の火災による倒壊、内部延焼を防止する建築物とし、さらに一定の条件下で可能となります。
p.225 設問の答え	A 耐火構造建築物とします。	A 特定避難時間、通常の火災による倒壊、内部延焼を防止する建築物とします。
p.225 イラスト中セリフ	避難が大変だから耐火構造建築物にするのよ！	避難が大変だから燃えにくくするのよ！
p.227 下から4行目	令112の条文は、16項	令112の条文は21項
p.229 下から6行目	令112・10、11	令112・16
p.230 下から3行目	令112・14	令112・19
p.231 下から3行目	令112・15	令112・20
p.231 下から3行目	令129の2の5・1・七	令129の2の4・1・七
p.231 下から2行目	令112・16	令112・21
p.234 下から4行目	令112・9	令112・11～15
p.235 最下行	令112・9のただし書きの二	令112・11のただし書きの一、二
p.237 下から2行目	令112・9	令112・11・二
p.238 下から3行目	法27・1各号、法27・2各号	法27・1項、2項、3項の各号
p.238 下から最下行	令112・13	令112・18
p.260 最下行	令112・14	令112・19
p.276 下から3行目	令129の2	令129
p.276 下から2行目	令129の2の2	令129の2
p.287 最下行	令129の2の6・1	令129の2の5・1
p.289 下から3行目	令129の2の6・2・一	令129の2の5・2・一
p.290 最下行	令129の2の6・3	令129の2の5・3

(2020年11月現在)